

2008年度2月定例議会 予算特別委員会 各部局書面審査での日本共産党の質問と答弁
大要、他会派委員の質問項目を紹介します。

企画環境部 1

出納管理局 7

2008年度予算特別委員会 **企画環境部**書面審査 2008年2月28日

新井 進 (日本共産党、京都市北区)

株式会社けいはんなの再生計画について

【新井】株式会社けいはんなの昨日開かれた取締役会には副知事として出席されたのか。この取締役会で、副知事は京都府として同意を与えてきたのか。

【猿渡副知事】取締役会には出席したが、会社の方針については京都府も当事者になっていますので、意思表示はせずに返って参りました。

【新井】ただ、先程の話であったように「再生計画案は合理的である」というような答弁されている訳だが、この間の問題で、京都府は議会を軽視しているのではないかと私は思います。昨年の予算委員会の時点で、マスコミの「株式会社けいはんなが、借金があって大変だ」との報道があって質疑をしたときに、副知事は、「キャッシュフローベースでは黒字になって借金を返す体質になりつつある」と答えられた訳です。99年には経常収支が黒字になってきた答えられてきた訳ですね。で、この12月議会の時に民事再生法が出されて再建素案がマスコミに報道されたときに聞いたら、まだそれは承知していないと言われた。この時にも言ったが、結論が出てから議会に報告をしてから承認を求めると言うやり方は良くない。途中経過もふくめて報告すべきだと求めた訳ですが、今日の答弁では、2月議会に追加議案としてラボ棟などについてだすということだが、結局話しとしては、民事再生法の時にも事前には何もなかった、今回も事前には何もなかった。これで本当に車の両輪と言えるのか。副知事はどう考えるのか。

【猿渡副知事】これまでも、けいはんな或いは関西学術文化都市については、議会のご指導も頂きながら進めて参ったわけでありまして。再生は、ご案内の通り二つあり、一つは債務関係の整理がある、何を申したいかと言えば、まずは、こここのところの金融機関が持っている100億円の債権の一定の目途、これもまだ最終的な答えをいただいているとは聞いていないのですが、会社がまず金融機関や国の機関である民間都市開発推進機構がお持ちの債権についての扱いについて水面下で色々協議をやっておられたのであろう。そのところが、ある程度感触がない限りは会社の方も正式に当方にそういうお話しをするわけにはいかないということ状況であったとうかがっています。また、民事再生が12月31日に裁判所から再生計画が決定したわけですが、それをするにあたりましてそういう情報管理には十分に気をつけるべしと、裁判所なり、弁護士さんなりの方から会社の方には伝わっていたというようながれの中で、我々としてもぎりぎりの段階になりますが、できる限りの努力の中で今回ご相談を申し上げはじめていくということです。

【新井】民事再生法の時も2月議会で順調と言いながら、民事再生法が11月に出了た時との関係で言えば、9月の段階ではなんら報告がなかったのです。そして今出ている案というのは、12月段階の素案とほぼ一緒なのです。そう意味で言うと、取締役にもなりながら、そういう内容が全くつかめないというのはおかしいと思いますし、車の両輪というなら、自転車のようなものです。前輪の執行部が走った後を後輪の議会在が追いかけているようなものです。この点、やり方については改めていただくよう求めておく。

もう一つの問題で、再生計画そのものにかかわる京都府の案については議案として出るのでその時点で質問するが、府民にとって大きい問題は、府民の税金15億円が消えるかもしれないという話ですね。その点で言うと、これは本会議でも言ったが、もともと145億もの借金を抱えてスタートしたけいはんなが、京都府が15億円出資して、これで採算がとれるということになるのか、もともと無理があるところに15億円出資したのではないかと、これについて府民的な説明ができるのかということ。もう一つが、経営がこれだけ赤字で大変だというときに退職金を払い、大型コンピューターの契約を結び、やり直しをしなければならぬとか、ホテルに手を出すとか、こういうことをやっていた経営に取締役が副知事も出ていたのですから京都府の責任はないのかどうか、そして、公益性・公共性が高いというこのけいはんなプラザの運営について国はどう関与するのか、法の上ではこれは決まっているのですね、国が基本方針を作ったわけですからね。もう一度この点についてのお答えを下さい。

【猿渡副知事】15億円の出資については、関係自治体、経済界と併せて、100億円の出資、150億円の借入金、併せて250億円の投資を行って関西学術研究都市の中核施設を整備した。そして、整備された文化学術研究都市であるけいはんなプラザが公共・公益的な機能を果たしていく、そのために、府民のみならずご理解を得て投資をさせて頂いた15億円です。そのことを考えると15億円の意味は、株券として残っている云々というよりも、このけいはんなプラザが中核施設としてその施設規模が残る、広域的な機能が維持される、そのことによって、はじめて当時投資した15億円が生きる訳ですから、今回の再生計画は、当方が伺っている中においては、けいはんなプラザのその機能が維持されるために不可欠であると説明を受けているので、私としては15億円を生かす意味でも、この再生を進めることが重要であると考えています。

また、過去の退職金云々については、部長から答弁したように、適切に今は運営されています。

また、国につきましても、民間都市開発研究推進機構の問題をはじめ様々な努力を現在いただいている。

【新井】15億の出資をして公共性公益性を維持していくのだと言うが、もともと国の基本方針に基づいてこれは作られているのですよ、そして知事も答弁したように、構造的にもともと無理があったと答弁されているのですよ。そういうものに15億円出資し15億のお金が消えていくという事態になっているのですから、そういう点で京都府の責任を問うている。それから、取締役に入っている以上、経営がこの事態になったことについての責任はどうかということの府民への説明責任は果たすべきだと言うことは求めておく。

城陽市の山砂利問題

【新井】知事は「城陽市はじめ関係機関と十分連携しながら適切に対処したい」と答弁されましたが、具体的に再生土はどうされるのですか。

【企画環境部長】この間検証委員会で大変熱心に議論いただいた。我々の行政指導等の評価をきちっとやっていただいたと思いますが、これから、報告書の中にあつたように、現地で色々な今後の対応策も示されているので、その対策検討会議を開いて対応していくということですので、我々としては城陽市はじめ関係機関とそういった対策会議を開ききちっと対応したい。

【新井】検証委員会の報告が出たが、城陽の市民も市長も議員も再生土の撤去を求めるという態度は変わっていないわけで、そういう意味で言うと城陽と関係機関と協議をすると言うならば当然撤去を含めた対応策を検討していただきたいと申し上げておく。

もう一つの問題は、京都府と城陽市と近畿砂利協によって整備公社が作られて今埋め戻し作業がやられているが、その公社の管理運営規程では、産業廃棄物及びこれに類する物質を搬入してはいけないと、搬入した場合は搬入者の責任で、搬入者が撤去しない場合には、公社、或いは、砂利協の責任で撤去すると運営規程ではなっている。そういう点でいうと、今回の検証委員会の方向や京都府の態度にしても、産廃法との関係で住民生活に被害が及ぶ恐れがない場合は撤去命令が出せないというのが理由ですが、公社の管理運営規程で見れば、住民から見れば、産廃は持ち込まれない、持ち込まれた場合には撤去されるのだという理解でこれまでこの事業を見つめてきたわけだが、これについてはどう対処されるのか。

【企画環境部長】公社の仕事の範疇、範囲の問題と思うが、この再生土が搬入されているのは民間事業者が独自に公社を通さずに入れられた、いわゆる築堤等の資材として入れられたという名目ではありますが、こうした観点から、公社を通してのものではないということで整理されていることになる。そうしたことで、

公社の規程が受けられないという説明であったと思う。

【新井】築堤の部分もあるが、埋め戻しのところもあった。そういう点では本来この規程が使われるべきと思うし、これがあるから、住民がある意味で言ったらこれまでの埋め戻し事業を理解してきた訳ですから、この点は、改めて聞く。この埋め戻しを公社でなく業者が自分でやる時には、公社の規程が適用外になるわけですね。現実的に城陽の広大な山砂利採取跡地で公社を通じて埋め戻しをしている部分と事業者が独自にやっている部分があるが、事業者が独自に埋め戻している部分については産廃が持ち込まれていないと断言できるのでしょうか。

【企画環境部長】そういった問題があるからこそ、今回の事案も含め、いわゆるこれからの対策を充実すべきであるというのが今回の検証委員会の結論であったと思う。ですから、それぞれが公社もそうですし、城陽市は条例をきちっとお持ちなのですが、今回の再生土を条例で言う土というところに含まれずに解釈運用をされているという実状があるわけですから、そうした中で、法律家の委員からは、それについても本当はきちっと言う対応ができるのではないのでしょうかという指摘もいただく中で、城陽市さんとしては、条例をきちっと改正しつつ、いわゆる抜け道のない対応を計っていくべきだという指摘であったと思いますので、我々としては、そういったことも含めて全体で対応していきたい。

【新井】採石法で言えば、砂利を取った後復元について原状復帰という規定になっており、何で埋めるかとはなっていない。ですから、亀岡の採石場については、復元したが土砂災害が起こる可能性があるので行政指導をした。今回の宇治の笠取の例では、採石の後に能勢のゴミ焼却炉のダイオキシンに汚染された土が持ち込まれたというのが内部告発があって撤去指導を行ったとなってきた訳です。

そういう意味で言うと、砂利採取の跡地に何が持ち込まれているのかわからない状況なのですね。だから、京都府として全体をカバーする条例を作ろうと言うことなのですから、これは、できるだけ早くやっていただきたいと思います。それでないと、今の不安な状況がなくならないと思います。

もう一つは、城陽の場合は山砂利採取地に長年にわたり持ち込まれているのですね。監視小屋もあるのですが、圧倒的なところは勝手に事業者が持ち込んでいるのですね、何が持ち込まれているかわからない状況の下、地下水の汚染が発生していることなどが不安を与えている。だから今、京都府と城陽市がやるべきは、住民が安心できるようにするため、まず、条例ができるまでは止めて、これまで埋め戻したのものについては、何が埋まっているのかを調査して住民が安心できる体制を作るということにしなければ、京都府も城陽市も色々言うが、不安は全然解決しないということになる。条例を早く作るという問題と今持ち込まれているものについて京都府として産廃が混じっていないかをチェックをするということについてはどうか。

【企画環境部長】指摘のように法律に抜け穴があるというのが委員会の委員の先生の指摘だと思う、我々としては、そういった面がありますので、我々としてはきちっと穴埋めすべきだと思っていますので、指摘のようになるべく早めに対策を打つべきでありますし、条例化についても積極的に検討をしていきたい。

城陽の案件については、指摘のあった色々な進入路があるという話しや、公社が従前は公共残土を入れるという立場でやっておられたが、今は、改正をされ民間残土も公社を通してやるという形に変わってきていますし、検証委員会からも指摘され、委員からも指摘されたように、搬入口を限定する、限定した上で積載をきちっと計る。こうしたことを通してカードの悪用なども防いでいく等、細かい指摘をいただいたわけで、我々としては、なるべく早急に関係機関と対策会議も開いて実行に移していくことが大事だと思っている。

【新井】現実に水質汚染が井戸から出てきている訳です。こうした事態がある以上、住民の不安を取り除くためには、今埋まっているものについては安全ですよというチェックをしない限りは、あの中には何が入っているかわからないというのが、多くの人の思いなのです。ましてや、城陽の場合地下水を上水道に使っている訳ですから、この中身についての安全チェックを全面的にやってこそ本当に安心できると思いますので、この点はぜひ、城陽市や公社とも絡みますので、協議いただきたいということを申し上げて、質問を終わる。

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区）

南丹市のカンポリサイクルプラザのダイオキシン汚染について

【西脇】南丹市の一般廃棄物と産廃の混合焼却するカンポリサイクルプラザのダイオキシン汚染、平成18

年に国基準を超過し炉が使用休止となった。2回の専門家会議のあと、11月から12月に2回目の再試験でも基準を超えた。地元の声は「不安」だ。1・2月に地元懇談会が開かれたが、再試験結果は、自主目標値で、煙突で6回中2回不合格、活性炭フィルター前でも4回すべて不合格。府の検査値とカンポの自主検査値で3倍の差と乖離しているとんでもない結果。専門家会議が4回開かれて、カンポの改善計画によれば改善されるはずにもかかわらず、今回の結果だが、どう見ても異常ではないか。

【環境技術専門官】 排出口では基準をいずれも満足。法的には再開を認めても良い。事業者が法基準を安定して守れるようにと定めた自主目標値を綺麗にクリアしていないため再開にいたっていない。

【西脇】 異常ではないのか。

【環境技術専門官】 事業者の自主目標値を達成できなかった原因は、活性炭フィルターの前のバブルフィルターに小さな穴があったのが原因だろうと事業者は報告している。

【西脇】 燃焼安定の管理がカンポでの安全運転の一番の基準であることは当然。創業にあたって適正に管理されているのが前提。前回の専門家会議で、ダイオキシン濃度が法定基準を超えた原因の一つが汚泥が増加し廃プラスチック割合が減少し熱カロリーが低下したことが上げられていたが、これは、もうけを追求する民間企業としては必然的・構造的な問題であり、今後もあり得ると考えるがどうか。

【環境技術専門官】 今回の再試験運転では1週間ごとに2回運転をしている。ケース1では、焼却炉全体が132・5トに対して汚泥が15ト、ケース2では140トに対して汚泥は27トと汚泥をかなり増やした。その結果では、極端に違うことにはなっていない。

【西脇】 去年2月の山内議員の質問に企画環境部は、「カンポは焼却炉のきちんとした運転され排出口に活性炭フィルターをつけ更に安全度を増すと言っているから、今後は基準オーバーはないと考えている」と答弁したが、この保証はどこにあったのか。今もあるのか。

【環境技術専門官】 4回の専門家会議で事業者からケアレスミスをなくすなど対策が示された。実際に焼却炉で燃やされる焼却物の割合が適切になるよう、それに合った産業廃棄物の搬入をと専門家会議でも指摘され、事業者もその線で努力するとし、それであれば再試験をやっても良いということになった。

【西脇】 事業者から監督官庁の府に詳しい調査結果が報告されていると思うが、それを見ないと納得できないではないか。

【環境技術専門官】 事業者から正式に報告されたものはすべて専門家会議で報告され、公開されている。非公式報告は口頭であるが、公開されていない。

【西脇】 なぜ、正式に報告されない。この間、再試験の際には専門家会議が開かれていたが、今回は開かれていない。つまり、資料は専門家会議にしか示されないということ。地元南丹市議会にも示されないのか。

【環境技術専門官】 専門家会議を開いていないのは、南丹市が、運転結果が自主目標値をクリアしていないので地元の理解を得られないと判断したと言っている。法基準は達成し法的には問題ない状況だが、自主目標値を達成していない日があり、府の行政検査でも自主目標値を超えたので、もう少し安定的にデータを集めた方がよいと考え、事業者ももう少しデータを沢山とって、基本的に自主目標値を達成できる運転はどうすれば良いのかを点検したいとの申し入れがあり、その結果が出てから専門家会議を開こうということです。

【西脇】 本来複数の専門家のところできちんと検証してもらい3回目の検査をするかどうかを決定するのが当然。しかも2回目の検査が異常なバラツキのある数値なのだから、地元の専門家でない方の声があるからと、専門家会議を開らかないのではなく、一日も早く専門家会議を開かせるべきだ。地元はものすごく懸念を持っている。うさん臭いものがあるのではないかと。なければ公開できるはずだ。

【環境技術専門官】 2回目の再試験検査の結果は地元には伝えているし、法的には問題ない。専門家に聞くと、0・1ナノグラムの基準は厳しい数値であり、測定時に場所によるばらつきがあることはあり得ると聞いている。事業者は10週間程度追加の運転を行い、安定した結果を得られるよう努めたいとのこと。その結果を待ちたい。

【西脇】専門官は、2回目の結果を地元を示したと言ったが、汚泥の量、廃プラの量、混合割合についてすべてだされているのか。

【環境技術専門官】2回目の試験に入る前に、地元でこういう運転の仕方で行いたいと資料を地元で提示をして、理解を得て、今回の試験に入っている。ですから、事業者は基本的に地元で示された割合で試験をしていると理解をしているし、私どももそういう報告を受けている。

【西脇】地元の人たちは、直ちに専門階会議を開いてほしい、カンポから出されている府が当然把握しているはずのすべての資料を公開してほしいと要望がある。強くこれを要望する。

カンポの構造的な問題、再試験の手続き上の問題も鑑み、何よりもカンポの設置でこれまで本当にご苦労されている、地元の方々の命、健康を守るためにも、京都府として安易に運転の再開をされないよう強く求めて質問を終わるが、カンポからの資料要求をする。

【環境政策監】これまで専門家会議等で出されている資料については正副委員長と相談する。

【西脇】専門家会議ではない。今回の2回目の試験結果についてカンポから出されている資料です。京都府は当然監督官庁ですから、確保しているという前提で求めている。

【環境政策監】廃棄物の内容についての資料は入手していない。

【西脇】だとしたら大問題ですよ。

【環境技術専門官】第4回の専門家会議で示された、事業者のケース1、ケース2という廃棄物の割合、これに基づいて今回試験を行っているという報告を受けておりますので、私ども、第4回の専門家会議で出された資料の通り試験が行われたと理解している。

【西脇】今問題なのは、カンポがどのような混合割合で焼却していたかということがわからないとどうしようもないと思う。その資料を求めている。出されていないというのが、公式の答えか。

【環境技術専門官】第4回専門家会議で示された資料以上のものは、ございません。

松尾 孝（日本共産党、京都市伏見区）

地球温暖化防止対策 CO2の排出量の総量目標設定について

【松尾】CO2削減を効果的に進めるため、目標設定が大事だが、現在経団連の自主行動計画がひどい、すぐわないものと指摘してきたが、追加対策なども検討され、政府も排出量の上限枠を検討せざるを得なくなっている。CO2の総排出量をどれだけ抑えるかとの目標設定が重要だが、府の見解が異なることはないか。

【中井政策監】府は条例制定し、10%削減を掲げており、そのような施策が一層進むことを期待している。

【松尾】国は6%、京都府は2010年10%目標としているが、この目標が、企業が末端で取り組む際には、即総量目標ではない。そこが問題。自主行動計画の目標設定は企業の都合の良い指標を選び決定をすることになっているのだから、そこを改めることが大事。繰り返し指摘しておく。

府の事業所の排出報告公開制度がスタートしているが、事業所の目標設定の中身はどうなっているか。

【政策監】製造業で基準が270万トンのだが、これを3.4%減しよう、商業サービスならば、156万トンに対し約1%減の計画。

【松尾】そんなことを聞いているのではない。個々の事業所の排出量そのものをいくら減らすか。エネルギーをどれだけ減らすかだ。理解できないのは、原単位目標がどれくらい占めているか私は知らないが、企業の都合の良い目標設定になるのだから、実効ある削減の取り組みにとっては都合が悪い。目標達成しても排出総量は増えているという設定はいくらでもあるのだから、これはおかしいと、改めて指摘し、京都府も事業所の排出報告公開制度で上限枠設定の課題を真正面に掲げ取り組まれるよう強く要望しておく。

民生系、とりわけ家庭系が大変だとくり返し言われているが、大飯原発3号機の事故での関電係数の上昇が無視できない量だと思うが、2010年目標そのものもこれで影響を受けているのか確認しておきたい。

【政策監】排出係数については毎年毎年変更していない。

【松尾】聞いているのは、関電係数が、3年、4年と、0.26、0.261とされていたのが、0.34まで上がっているのだから、当然排出量は実数は減っているかもしれないのに、計算上は上がるということもあり得るわけで、その影響があるかを聞いている。10年目標がそれで変動があるということになると大変なんだ。前に作った目標で変わらないということか。

【政策監】2004年の排出量は、美浜原発の事故がなければ京都府は7・3%の減少だったが、排出係数が増えた結果2・4%の増加となっている。しかし、美浜原発は既に稼働しているので2010年には達成できると考えている。

【松尾】その事情は承知しているが、排出係数が事故などの影響を受け、運動そのものに影響が出ることはまずいと繰り返してきてきている訳で、この指摘は良く受け止めて検討するよう求める。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■島田正則（自民党、木津川市・相楽郡）

けいはんなについて施設維持を。株式会社の再生を。ラボ棟について。住友ホールについて。

■前波健史（自民党、京都市伏見区）

地球温暖化防止、産業分野のCO2排出量について。

■中島則明（民主党、舞鶴市）

下水道整備について。給与プログラムについて。

■尾形賢（自民党、京田辺市・綴喜郡）

JR奈良線複線化。コミュニティバスの実証運行について。地デジタル受信対策について。

■田中健志（民主党、京都市中京区）

自転車安全利用推進員について。世界環境学生サミットについて。

■林正樹（公明党、京都市山科区）

大学との協働による地域活性化について。

■佐々木幹夫（創生、綾部市）

地方バス路線について。鮭の放流事業補助金の打ち切りについて。

■荒巻隆三（自民党、京都市東山区）

学生祭典について

■渡辺邦子（自民党、京都市伏見区）

株式会社けいはんなについて。スポーツ振興について。屋上緑化について。丹後海と星の見える丘公園について。

■熊谷哲（民主党、京都市右京区）

株式会社けいはんなについて。

■秋田公司（自民党、京都市南区）

経営改革プランについて。

■中小路健吾（民主党、長岡京市・大山崎町）

気球温暖化防止について。

■諸岡美津（公明党、京都市右京区）

地球温暖化防止について。

■上田秀男（新政会、南丹市船井郡）

重油高騰対策を含む、地方交通バス路線維持対策について。

2008年度予算特別委員会 出納管理局書面審査 2008年2月28日

光永敦彦（日本共産党、京都市左京区）

P F I 整備事業費について

PFI(Private Finance Initiative) 民間資金を活用した社会資本の整備のこと。

SPC(Special Purpose Company) 特定の事業を実施する目的で設立された事業会社。

【光永】P F I 整備事業について、「事業を担当する担当部局によって発意によって検討を開始」した事業を出納管理局としてつかんでいるか。事業推進委員会でスクリーニングをしたあとで、否決をされた事業はあるのか。

【出納管理局長】現在までに府としてP F Iに取り組んだ事業は、府営住宅舞鶴常団地の建設維持管理について取り組んだ事例が1件である。

【光永】常団地の話ではなく、事業案として出納管理局で掌握しているものはあるのか。

【出納管理局長】事業部局で検討されている案件はあろうかと思うが、正式に伺っているものはない。

【光永】事業推進委員会の委員長を出納管理局長がされているということもあるので、今後どういうものになっていくのかについては、全体を掌握し、資料としてあきらかにしていただきたいと要求する。

私は、高知医療センターに行ってきたが、ここは、医療P F Iとして全国初でやったのですが、京都でも縁が深い事業だと思う。現在、どういうふうになっているのかについては、報道でもいくつか出されている。高知県議会や高知市議会でもオリックス中心とした受託したS P Cの問題が多いということから、それに対する決議が出されたとなっているが、それら一連の事態をご存知か。

【府有資産活用課長】お尋ねの具体的案件については、承知していないが、その他報道に出ている範囲でP F Iについては情報を収集している。

VFM(Value For Money) 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給する概念。

【光永】ぜひ、全国的にも医療P F Iを初めてやって、いろいろ問題が起こっているわけです。京都府でも形は違うけれどもP F I事業が数件進んでいるわけで、ぜひ、つかんでいただきたい。なぜこれをきくのかというと、やはり事業が破綻したときに、契約をどうするかあるいは次の事業をどう継続するかについては、推進の指針でかかっている。ところが、事業が破綻していないが、V F M上問題が多いだとか、計画と違ったりとかいう場合について、それをどう是正していくのかというチェックをかける必要が、私は担当課として必要だと考えている。こういう責任があるかと思うが、常団地については、その点をどう把握されているのか。

【出納管理局長】P F Iについては、民間の資金あるいは技術力、ノウハウそういったものを活用するという意味で、非常に大きな効果が期待できる面が大いにあるかと思うが、まだ、十分なノウハウの蓄積がない。常団地にしても、まだ全面的な維持管理が始まったばかりなので、その辺の状況も十分把握しながら考えていく必要があると思う。

資料要求にいて、具体的な事例についてはまだ協議をしていないので、提出できる資料は存在しない。

【光永】資料は、現在はないのでしょうか、所管するところなので、しっかりと全体を把握していただきたい。わかった時点でまた、明らかにしていただきたい。

常団地のことを言いましたが、そもそも常団地をP F Iにするのが妥当なのかどうかについては、V F Mの問題、あるいは付帯施設の問題、この委員会でもちゃんと説明して、今後はやっていきますと出納管理局

長からお話があった。そういう意味では、事業が始まったわけなので、この委員会にも今後明らかにしていただきたいし、議会との関係でも、しっかりとチェックがかかるようにしていただきたい。それは大前提です。同時に今後PFIをやっていくのかどうか、妥当なのかどうかについては、この常団地を軸にして判断が必要ですから、ぜひ全面的な検証をしていただきたい。このことを強く求めておく。

西脇いく子（日本共産党、京都市下京区）

下京区の元府立中小企業指導所及び府立女子高等技術専門校の跡地利用について

【西脇】下京区の府立中小企業指導所及び府立女子高等技術専門校の跡地利用については、昨年7月に「区民のための跡地利用を考える会」の皆さんが、地元学区を中心に1600枚の利用のアンケートを配布されました。214名の回答があったが、自由欄にも50名を超える方々が福祉・子育て、交通問題など、丁寧に書き込みをしていただいたということで、大きな関心と要望の強さの表れではないかと実感している。すべてのアンケートの結果ですが、もう地元学区に全戸配布をして報告をさせていただいている。一番多いのがやはり6割が「図書館がほしい」ということであった。文化ホールとか子育て・高齢者の施設とか、コミュニティ施設、これは他の議員さんもおっしゃっていたが、実に要望が多彩だということも明らかになった。すでに、地元のアンケートの結果を京都府と京都市にも届けているということだが、昨年9月に「考える会」として、資産活用プロジェクトの皆さんに、10月には京都市の総務局、文化市民生活部に、12月には区役所のまちづくり推進課総務課にも、アンケートの結果を伝えて懇談・要望をさせていただいた。昨年9月の京都府の回答では、できるだけ府民に還元をするということもいただいている。京都市は、下京のまちづくりの基本にかかわるので、地域住民の関心・要望を考慮しなければという回答をいただいているが、今後、京都市さんのところでどう判断されるのかということが、大きな焦点になるのではないかなと思っているが、京都市との話し合いはどこまで進んでいるのか、おきかせ願いたい。

【出納管理局長】元女子高等技術専門校並びに中小企業指導所の跡地は、一時期府立図書館の仮の施設として暫定利用してきたが、図書館移転後は未利用な状況が続いております。ご指摘の通り、地域住民の方々から、さまざまな利用のニーズ、要望をおききしている。また、地元選出の西脇委員、小巻委員からもいろいろな形で従来から住民の方々の声をお聞かせいただいている。京都市内の非常に利用価値の高い場所にあるだけに、できるだけ効率的な有効な利用が望まれるということで、現在、行政評価委員会の中に資産活用部会という部会を設けており、そういったところから高度な利活用のあり方、方向性を今議論いただいている最中である。あわせて京都市のほうからは、地域の学童保育所として暫定的な利用の要望がある。この点についても、京都市と現在調整をしている最中です。いずれにしても貴重な財産なので、十分府民サービスを還元できるような利用方法をできるだけ早く方向付けができるように努めていきたい。

【西脇】学童保育所の話は、初めて聞かせていただいたが、これも要望の中に入っていることですので、先ほどのアンケートもしっかりとふまえていただいて、利活用をよろしくお願ひしたい。要望させていただく。

【他会派の行った質疑のテーマ】

■前波 健史（自民党、京都市伏見区）

東大手筋の交番跡地の利用について。

■中島 則明（民主党、舞鶴市）

府民の税負担、税収の取り組みについて。

■上田 秀男（新政、南丹市及び京丹波町）

振興局の旧庁舎の活用について。